

監 査 報 告 書

地方独立行政法人大阪市博物館機構

理事長 真 鍋 精 志 殿

地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）の第6期事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、注記及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

私は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び設立団体の長に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が定款又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認める。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- (4) 財務諸表等に関する会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (5) 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

令和7年6月16日

地方独立行政法人大阪市博物館機構

監 事

西尾方宏